

大阪市旭区発達障がいサポート事業実施要綱

平成25年4月1日

最近改正平成30年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は小中学校及び幼稚園に在籍する発達障がいのある児童生徒園児のなかで、行動面で特に支援の必要なADHD（注意欠陥/多動性障害）等による重度の児童生徒園児に対し適切な支援を行う「発達障がいサポート事業」の実施にあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 旭区（以下「区」という。）内の市立小学校・中学校・幼稚園に在籍する発達障がいのある児童生徒園児のなかで、行動面で特に支援の必要な児童生徒園児（以下「児童生徒園児」という。）を対象とする。

(実施方法)

第3条 児童生徒園児の学校生活上の行動面について支援を要望する学校に、授業時以外を中心とした支援を行う「発達障がいサポーター」（以下「サポーター」という。）を配置する。なおサポーターには第6条に定める報償金を支払う。

(支援内容)

第4条 具体的な支援内容は次のとおりとする。

- (1) 児童生徒園児の安全確保や対人関係での支援
- (2) 遠足や社会見学等の校外活動での支援
- (3) 授業時以外の休み時間や登下校を含む校外における支援
- (4) クラブ活動等、放課後の課外活動での支援
- (5) その他、行動面での課題に対するソーシャルスキルに関する支援

(実施期間)

第5条 事業実施機関は、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費等)

第6条 報償金は次のとおりとし、所得税を源泉徴収し、支給は口座振替により、翌月25日（土日祝の時は、翌開庁日）に行う。

- (1) 活動1時間あたり1000円とする。

(2) 通勤交通費は1日480円を上限とする。ただし、他に給付がある場合は含まない。

(3) 必要経費とは、校外活動中における交通費や入場料とする。

2 区は活動中の事故に対応するため、損害保険に一括加入する。経費は区が負担する。

(サポーターの配置方法)

第7条 サポーター配置を要望する場合、学校長は配置の申請を区へ行う。区は配置が必要かつ有効であると認めた学校に支援内容の決定と通知を行うものとする。

2 通知を受けた学校（以下配置校という。）はサポーターの登録及び支援活動の管理を行い、活動報告を区へ行う。また配置校はサポーター登録内容に変更があった場合には、速やかに区へ報告する。

3 区はサポーター配置に係る諸条件の設定および、経費の支払を行うこととし、その他本事業を円滑に実施するため教育委員会事務局及び学校と連携し事業を実施する。

(配置校の責務)

第8条 配置校（学校長、学級担任、教科担任等）は、サポーターに対し指導や研修、具体的な指示を行うものとする。

2 配置校は、サポーターの活用を含め、対象児童生徒園児への支援内容・方法について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等に基づき、学校全体で共通理解を図るものとする。

3 配置校は、サポーターが児童生徒の人権を尊重して支援にあたるよう十分注意するものとする。

4 配置校は、サポーターが職務上知りえた個人情報等について、決して外部に漏らさない等、その取り扱いに十分留意するよう指導するものとする。

(実施項目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別途定める。

附則（平成28年3月25日変更）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年2月24日変更）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年9月30日変更）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則（平成30年3月31日変更）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。